

様式第10号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 株式会社大林組

(2) 所在地 東京都港区港南2-15-2

2 指名停止措置の期間

令和8年6月15日から令和8年7月14日まで(1か月)

3 事実の概要

株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の工事にて発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、同社及び同社社員2名が、令和8年3月24日付で鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金の略式命令を受けた。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2の11の項(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内